建物附属設備			
電気設備（照明設備を含む。）			
蓄電池電源設備	六年		
その他のもの	一五年		
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九年
		その他のもの	一五年
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇年
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	一五年
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五年
		公衆浴場用のもの	一一年
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七年
		その他のもの	一四年

構築物			
発電用又は送配電用のもの			
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇年		
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七年		
汽力発電用のもの（岩壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一年		
送電用のもの	二五年		
地中電線路			
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの			
主として金属製のもの	一八年		
その他のもの	一〇年		
可動間仕切り			
簡易なもの	三年		
その他のもの	一五年		
アーケード又は日よけ設備			
主として金属製のもの	一五年		
その他のもの	八年		
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	一二年		
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八年		
昇降機設備			
エレベーター	一七年		
エスカレーター	一五年		
冷房、暖房、通風又はボイラー設備			
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限る。）	一三年		
その他のもの	一五年		
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五年		